

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則（昭和44年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減免の申請)</p> <p>第4条 授業料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、授業料減免申請書（様式第1号）に家庭状況調査書（様式第2号）及び世帯員所得証明書（様式第3号）を添えて当該申請者の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長（以下「学院長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。</p>	<p>(減免の申請)</p> <p>第4条 授業料の減免を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、授業料減免申請書（様式第1号）に家庭状況調査書（様式第2号）及び世帯員所得証明書（様式第3号）を添えて当該申請者の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長（以下「学院長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 条例附則第5項の規定により入学料の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</u></p> <p><u>(1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この項において同じ。）の全壊又は半壊</u></p> <p><u>(2) 住居の全焼又は半焼</u></p> <p><u>(3) 住居の流失</u></p> <p><u>(4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少</u></p> <p><u>3 入学料の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入学料免除申請書に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、入学許可の日から起算して15日以内に学院長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 知事は、前項の入学料免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、入学料を免除することを適当と認めたときは免除の決定をし、別に定める様式による入学料免除決定通知書により、入学料を免除することを不適当と認めたときは別に定める様式による入学料免除不承認通知書により、学院長を経由して申請者に通知するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 医療推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 県立の看護師養成所の授業料の減免に関すること。</p> <p>(12)～(18) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 医療推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 県立の看護師養成所の授業料の減免<u>及び入学科の免除</u>に関すること。</p> <p>(12)～(18) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～7 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	